三	七、三八二
四	八、四五一
五	九、五二二
六	一〇、五九一
七	一一、六六一
八	一二、七三一
九	一三、八〇〇
一〇	一四、八七〇
一一	一五、九四〇
一二年目及びその後の各年	一五、九四〇

(ii)　輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b)　このＴＲＱ―24の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、同表の上欄に掲げる関税品目に分類されるそれぞれの原産品について、その全乳換算数量による重量を算定するための係数を示す。

関税品目	換算係数
○四○二・二一・一一九	八・九
○四○二・二九	一三・四三

(c)　(d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d)　(a)から(c)までの規定は、関税分類番号○四○二・一一九及び○四○二・一二九の品目に分類される原産品について適用する。

(e)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―24の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

26　ＴＲＱ―25　チーズ

(a)　(i)　(d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の一年目から十六年目までの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二〇、〇〇〇
二	二〇、六〇〇
三	二一、二〇〇
四	二一、八〇〇
五	二二、五〇〇
六	二三、二〇〇
七	二三、九〇〇
八	二四、六〇〇
九	二五、三〇〇
一〇	二六、一〇〇
一一	二六、九〇〇
一二	二七、七〇〇
一三	二八、五〇〇
一四	二九、三〇〇
一五	三〇、二〇〇
一六	三一、〇〇〇

(ii)　十七年目以降の各年における合計割当数量については、次の(A)から(C)までに定める算定方法に従って五年ごとに算定するものとし、また、日本国の法令又は省令で定める。

(A)　十七年目以降のそれぞれの五年間の各年における合計割当数量については、日本国内のチーズの合計消費量の複利計算の方法による年間増加率であって、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者によって公表される公的な統計を用いて(B)の規定に従って五年ごとに算定される六会計年度（注）の間のもの及びこの(ii)の規定に基づく合計割当数量の算定の対象となる各年の直前の年における合計割当数量に基づいて算定する。ただし、当該六会計年度の間の日本国内のチーズの合計消費量に正の増加がある場合に限る。

注　このＴＲＱ―25の規定の適用上、「会計年度」とは、四月一日に開始し、その後の最初の三月三十一日に終了する日本国の会計年度をいう。

(B)　(A)に規定する複利計算の方法による年間増加率の算定に当たっては、十七年目以降のそれぞれの五会計年度の最初の会計年度の二会計年度前の会計年度及び当該五会計年度の最初の会計年度の七会計年度前の会計年度における日本国内のチーズの合計消費量を用いる。

(C)　(A)に規定する六会計年度の間の日本国内のチーズの合計消費量に正の増加がない場合には、十七年目以降のそれぞれの五年間の各年における合計割当数量については、その直近の年における合計割当数量とする。

(b)　(i)　関税分類番号○四○六一○・○二○の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率（パーセント）
一	二一・〇
二	一九・六